

(訟ろ一〇二)

令和元年12月20日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局行政局第二課長 榑 松 晴 子

労働審判法第24条第1項の規定により労働審判事件が終了  
した旨の通知に係る費用の負担について（事務連絡）

労働審判法第24条第1項の規定により労働審判事件が終了した旨の通知（労働  
審判規則第33条第2項本文）に関し，その費用の負担者について照会があったと  
ころ，同通知の費用については，国庫の負担とすることが相当であるとする旨回  
答しましたので参考までにお知らせします（昭和27年2月4日付け会甲第99号  
経理局長，民事局長通知「民事調停に関する費用の取扱について」参照）。

つきましては，関係職員に周知されるようお取り計らいください。